

平成 30 年度岡崎市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

日時：平成 30 年 4 月 12 日（木）

午後 2 時～

会場：岡崎市福社会館 3 階視聴覚室

次 第

1 開 会

2 委員自己紹介

3 事務局職員自己紹介

4 議 事

(1) 会長選任

(2) 児童福祉専門分科会の職務、役割について

(3) 放課後児童健全育成事業の基準条例の一部改正について

(4) 平成 30 年度主要・新規事業について

- ・ 児童養護施設整備補助業務
- ・ 子ども・子育て支援事業計画策定業務
- ・ 新設保育園整備業務

5 その他

6 閉 会

平成 30 年度第 1 回
岡崎市社会福祉審議会
児童福祉専門分科会

説明資料

平成 30 年 4 月 12 日(木)

岡崎市社会福祉審議会運営規程

別表第 1 (第 4 条第 2 項関係) 抜粋

各専門分科会の審議事項

分科会名	基本的な審議事項	法令が規定する審議会関連事項
児童福祉専門分科会	児童及び母子の保健福祉に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・児童、妊産婦の福祉に関する事項の調査審議、市長諮問への答申、関係行政機関への意見の具申 (児童福祉法第 8 条) ・児童及び知的障がい者の福祉を図るため、芸能、出版物、玩具、遊戯等の推薦又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等への必要な勧告 (児童福祉法第 8 条第 7 項) ・設備又は運営が最低基準に達せずかつ児童福祉に著しく有害と認められる特定児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所)設置者への事業停止命令を行なう場合の意見 (児童福祉法第 46 条第 4 項) ・特定児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所)に対し最低基準を超えて設備及び運営を向上させるよう市長が勧告する場合の意見 (岡崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第 4 条第 1 項) ・家庭的保育事業者等に対し最低基準を超えて設備及び運営を向上させるよう市長が勧告する場合の意見 (岡崎市家庭的保育事業者等の設備及び運営の基準に関する条例第 4 条第 1 項) ・放課後児童健全育成事業者に対し最低基準を超えて設備及び運営を向上させるよう市長が勧告する場合の意見 (岡崎市放課後児童健全育成事業者等の設備及び運営の基準に関する条例第 3 条第 1 項) ・無認可児童福祉施設へ事業停止又は施設閉鎖を命ずる場合の意見 (児童福祉法第 59 条第 5 項) ・母子家庭等の福祉に関する事項の調査審議、市長諮問への答申及び関係行政機関への意見の具申 (母子及び父子並びに寡婦福祉法第 7 条) ・母子福祉資金貸付金の貸付を市が停止する場合の意見 (母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第 13 条) ・父子福祉資金貸付金の貸付を市が停止する場合の意見 (母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第 31 条の 7) ・寡婦福祉資金貸付金の貸付を市が停止する場合の意見 (母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第 38 条) ・母子保健に関する事項の調査審議、市長諮問への答申、関係行政機関への意見の具申 (母子保健法第 7 条)

放課後児童健全育成事業の基準条例の一部改正について

こども育成課

1 放課後児童健全育成事業とは

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るものです。

本市においては、公立の児童育成センター35か所と民間児童クラブ9か所があり、約2,800人が利用しています。

2 改正の趣旨

児童福祉法第34条の8の2の規定に基づき、市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で定めなければならないこととされています。特に、事業に従事する者及びその員数については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準省令」という。）に従い条例を定めることとされています。

基準省令の一部改正（平成30年4月1日施行）に伴い、岡崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年岡崎市条例第31号。以下「基準条例」という。）を改正する必要があります。

3 改正の内容

(1) 基準条例において、事業者は、事業の支援単位ごとに、放課後児童支援員を2名以上置くこととされており、放課後児童支援員は、条例第10条第3項各号に定める基礎資格を有している者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないと規定しています。

現在、高等学校を卒業していない者については、放課後児童支援員となるための研修を受講する資格がなく、放課後児童支援員となることはできません。

放課後児童クラブで働く方の中には、中卒であり放課後児童支援員にはなれないが、経験豊富で評価の高い方も多く、中卒者にも基礎資格を拡大すべき



○次のとおり受講資格に追加する。（基準条例第10条第3項第10号を新設）
5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

- (2) 基準条例第10条第3項第4号で、学校教育法の規定により、学校の教諭となる資格を有する者を放課後児童支援員の基礎資格として規定しています。

教員免許の更新を受けていない場合の取扱いが不明確



有効な教員免許を取得した者を対象とする規定に改正する。

4 改正案

改正案	現行
<p>(職員)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者</u></p> <p>(5)～(9) 略</p> <p>(10) <u>5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</u></p> <p>4・5 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u></p> <p>(5)～(9) 略</p> <p>新設</p> <p>4・5 略</p>

5 改正スケジュール

平成30年6月議会に上程予定

児童養護施設整備補助業務

こども育成課

【事業概要】

現在、大西町にある児童養護施設「岡崎平和学園」は、施設の老朽化や耐震等の問題に対応するため、平成32年度から国正町への移転を計画しています。市は、施設利用者の福祉の向上のため、その整備費の一部を補助します。

児童養護施設とは、保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて自立のための援助を行うことを目的とする施設です。

【事業スケジュール】

平成30年8月着工予定
平成32年3月完成予定

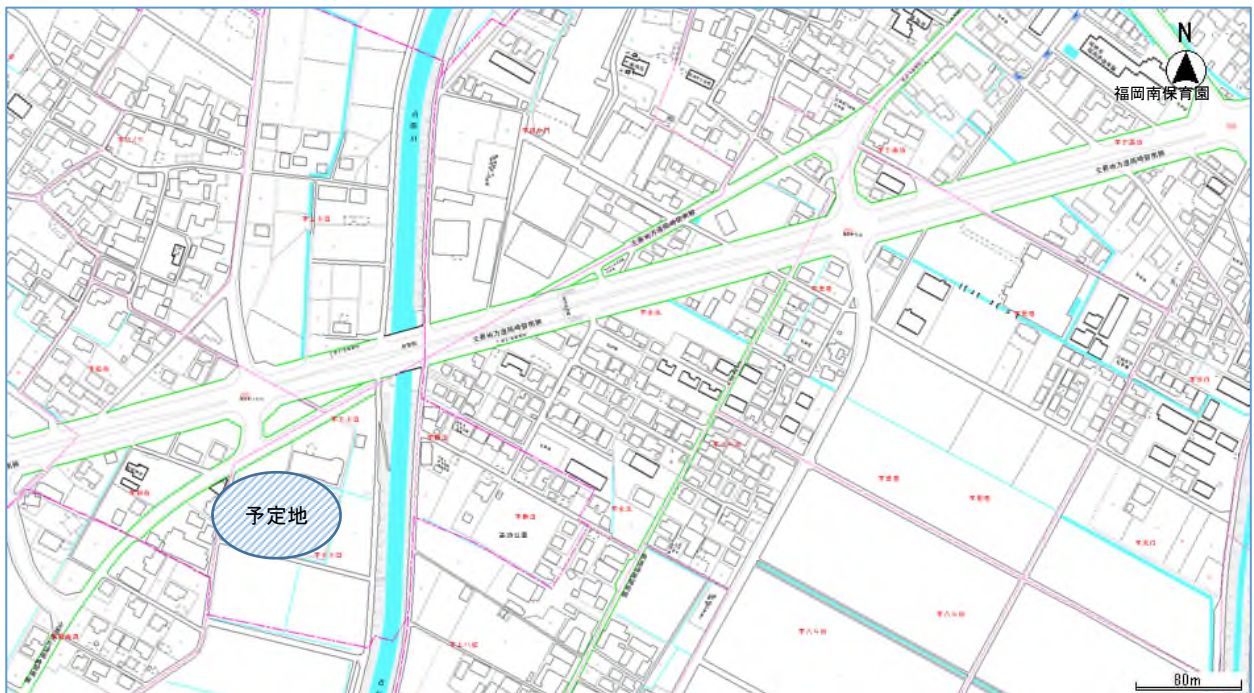
【施設の概要】

敷地面積 4,687㎡ 定員36人（予定）
管理棟（子育て支援室、心理療法室等）
地域交流棟（一時避難所機能あり）
児童生活棟（幼児、男子、女子）



【移転予定地】

国正町字下川田（六ツ美南部学区）



【予算額】

平成30年度 13,190千円 平成31年度 31,463千円

子ども・子育て支援事業計画策定業務

こども育成課

【事業概要】

子ども・子育て支援法により、市町村は5年を一期とする子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられています。

平成27年3月に策定した「おかざきっ子 育ちプラン」の計画期間が平成31年度末に終了することを見据え、次期計画の策定に向けて、子育て世帯等に対してニーズ調査を実施します。



【調査時期】

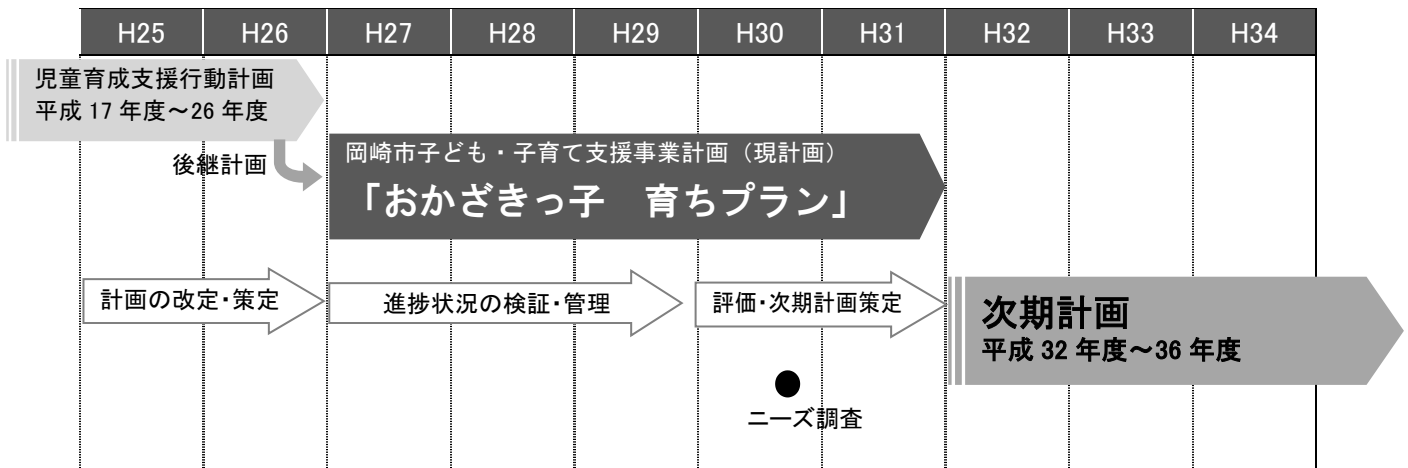
平成30年11月頃

【調査対象】

- 市内在住の就学前のお子さんをお持ちの世帯・保護者
- 市内在住の小学生のお子さんをお持ちの世帯・保護者
- 市内の保育園・幼稚園・認定こども園の職員
- 市内事業者

【策定の方法】

上記のニーズ調査のほか、庁内ヒアリング調査、子ども・子育て会議における審議及びパブリックコメントの実施等により、本市の実情に即した計画を策定してまいります。



【予算額】

平成30年度 6,259千円（ニーズ調査等委託料）

新設保育園整備業務

保育課

【事業概要】

岡崎市全体の保育需要は年々高まっており、特に岡崎区域においてはJR岡崎駅周辺を中心に高まっております。その高まる保育需要に即応するため、今年度4月から南部市民センター分館敷地内に3歳未満児を対象とした「南部乳児保育園」を暫定的に開所しました。

しかし、平成32年4月には岡崎駅南土地区画整理事業地内に「藤田保健衛生大学 岡崎医療センター」の開院も予定されており、今後も保育需要は衰えることはないと思込まれます。そのために岡崎区域に保育所の新設を進め、保育需要の緩和に努めていきます。

①全市の量の見込みと確保の内容

全体		27年度			28年度			29年度		
		2号		3号	2号		3号	2号		3号
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		5,219	239	2,151	5,210	237	2,127	5,161	235	2,107
②確保の内容	保育園 認定こども園	5,474	280	2,246	5,478	280	2,267	5,558	280	2,267
	地域型保育		0	0		0	0		0	0
②-①		255	41	95	268	43	140	397	45	160

全体		30年度			31年度		
		2号		3号	2号		3号
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		5,074	232	2,092	5,024	229	2,073
②確保の内容	保育園 認定こども園	5,648	280	2,267	5,738	280	2,267
	地域型保育		0	0		0	0
②-①		574	48	175	714	51	194

■0～2歳の保育利用率

	25年度利用実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
全市	16.8%	22.1%	22.5%	22.7%	22.9%	23.1%

※保育利用率は各年度の定員を推計人口で除して算出

出典：おかざきっ子 育ちプラン

② 区域別の量の見込みと確保の内容

■岡崎区域

単位(人)

岡崎区域	27年度			28年度			29年度			
	2号		3号	2号		3号	2号		3号	
	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	
①量の見込み	894	41	387	923	40	383	908	40	379	
②確保の内容	保育園 認定こども園 (中央・六ツ美・大平区域)	598 (296)	29 (12)	246 (141)	598 (325)	29 (11)	246 (137)	598 (310)	29 (11)	246 (133)
	地域型保育		0	0		0	0		0	0
②-① (中央・六ツ美・大平区域含む)	▲296 (0)	▲12 (0)	▲141 (0)	▲325 (0)	▲11 (0)	▲137 (0)	▲310 (0)	▲11 (0)	▲133 (0)	

岡崎区域	30年度			31年度			
	2号		3号	2号		3号	
	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	
①量の見込み	880	40	376	846	39	373	
②確保の内容	保育園 認定こども園 (中央・六ツ美・大平区域)	598 (282)	29 (11)	246 (130)	598 (248)	29 (10)	246 (127)
	地域型保育		0	0		0	0
②-① (中央・六ツ美・大平区域含む)	▲282 (0)	▲11 (0)	▲130 (0)	▲248 (0)	▲10 (0)	▲127 (0)	

- 岡崎区域はエリアが狭く、現状において、区域内児童の32%が隣接する中央・大平・六ツ美区域等の保育園へ入園しているため、隣接区域の保育園も含め提供体制を確保します。

出典：おかざきっ子 育ちプラン

【事業スケジュール】

平成30年度 取得予定の用地測量
取得予定地内の建物補償に係る物件調査等
事業用地の取得
保育園建設及び運営事業者の選定

平成31・32年度 実施設計・園舎建設工事に対する助成（国県を含む市補助金交付）

平成33年度 4月開園（予定）

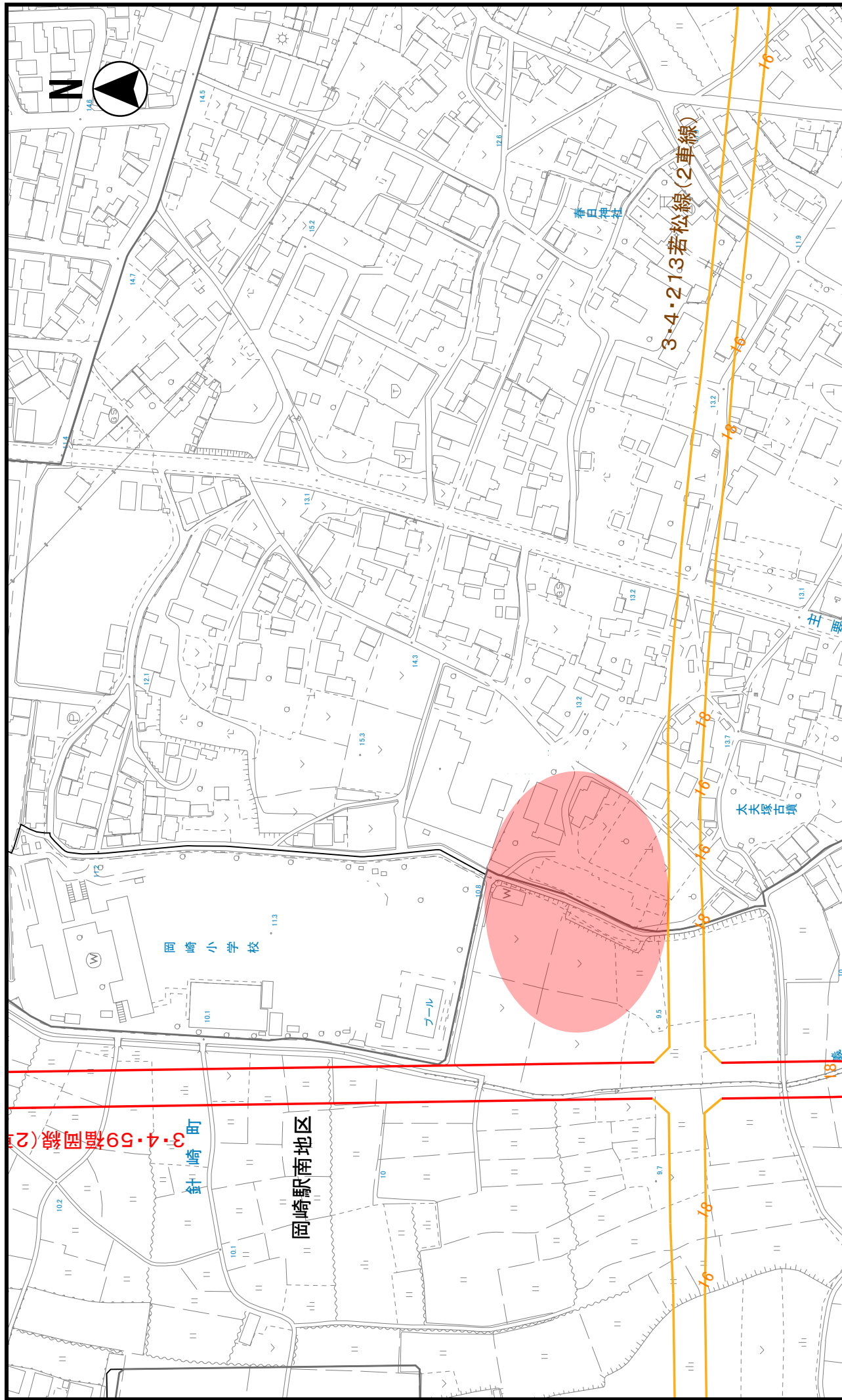
【施設の規模】

定員 200人程度
対象年齢 6か月～小学校就学前

【移転予定地】

若松町字西ノ切周辺（岡崎区域）
予定地については別紙参照

新保育園建設用地



縮尺 1 : 2500

